

# 第213回 定時株主総会 招集ご通知



2023年6月29日（木曜日）  
午前10時（開場：午前9時）



大阪府中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部（綿業会館）  
新館7階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.unitika.co.jp/ir/stockholders/>）に掲載いたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は  
ございません。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

## 目次

第213回定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 6
事業報告サマリー・事業報告	P.15
連結計算書類	P.30
計算書類	P.32
監査報告	P.34

証券コード 3103  
2023年6月7日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

**ユニチカ株式会社**

代表取締役 上 埜 修 司  
社 長

## 第213回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第213回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.unitika.co.jp>



上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3103/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

4頁から5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、1頁に記載の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、1頁に記載の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日） 午前10時（開場：午前9時）

2. 場 所 大阪市中央区備後町二丁目5番8号  
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第213期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第213期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うものといたします。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものといたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

以 上

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合がございます。1頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませよう併せてお願い申し上げます。
- ・係員は、マスク着用で対応させていただきます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を併せてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款の定めにより、次に掲げる事項を除いております。
    - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
    - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



# インターネットによる議決権行使のご案内

行使  
期限

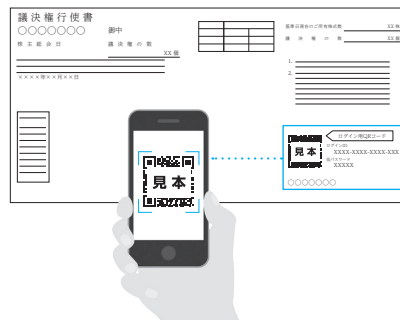
2023年6月28日（水曜日）  
午後6時00分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法

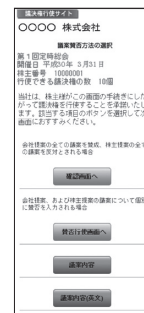
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱うものといたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載されたログインID・仮パスワードを入力クリックしてください。

ログインID・仮パスワードを入力

「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。

新しいパスワードを入力

「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、中期経営計画「G-S T E P 3 0 1 s t」の施策実行に努めてきましたが、当社グループを取り巻く事業環境が厳しく、今後の事業基盤の安定、財務体質の強化のため、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、優先株式につきましては、発行時に定めた所定の計算による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、優先株式に対する配当につきましては、その他利益剰余金を原資として、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- |          |               |                 |
|----------|---------------|-----------------|
| ① A種種類株式 | 1株につき金12,000円 | 総額金260,880,000円 |
| ② B種種類株式 | 1株につき金23,740円 | 総額金 22,410,560円 |

(3) 剰余金の配当の効力が生じる日

2023年6月30日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）は任期満了となりますので、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたします。



取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	上 堃 修 司 再任	代表取締役社長執行役員 監査室担当	100% (17/17回)
2	鷺 見 英 一 再任	取締役常務執行役員 管理本部長 兼 サステナビリティ推進担当	100% (17/17回)
3	北 野 正 和 再任	取締役常務執行役員 高分子事業本部長 グローバル推進担当 東京駐在	100% (17/17回)
4	松 田 常 俊 再任	取締役上席執行役員 経営統括本部長	82% (14/17回)
5	古 川 実 再任 社外 独立	取締役（社外）	100% (17/17回)
6	石 川 路 子 再任 社外 独立	取締役（社外）	94% (16/17回)

(注) 当社では、2023年4月1日付で取締役の職務分担の変更を行っており、現在の担当は上記のとおりです。



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 <p>上 野 修 司 (1957年12月8日生) 再任</p>	<p>1983年 4月 当社入社  2012年 6月 取締役執行役員  2012年 7月 取締役上席執行役員  2015年 4月 取締役常務執行役員  2015年 6月 代表取締役常務執行役員  2019年 6月 代表取締役社長執行役員（現任）  （現在の担当）  監査室担当</p>	39,754株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;  上野修司氏は、研究開発、経営企画などの要職を歴任し、2015年6月から代表取締役常務執行役員として、ポートフォリオ改革を推進しました。また、2019年6月から代表取締役社長として、中期経営計画の遂行に強いリーダーシップをもって取り組み、当社グループの企業価値向上に貢献してきました。  当社は、同氏の実績を評価するとともに、引き続き当社グループの企業価値向上に向けて、本年5月に公表した新中期経営計画の着実な遂行など課題解決に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。</p>			
2	 <p>鷺 見 英 二 (1961年8月27日生) 再任</p>	<p>1984年 4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行  2013年 6月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）執行役員コンプライアンス統括部長兼  ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員コンプライアンス統括部付部長  2015年 6月 三菱UFJリサーチ&amp;コンサルティング㈱  取締役専務執行役員  2020年 4月 当社顧問（常勤）  2020年 6月 取締役常務執行役員（現任）  （現在の担当）  管理本部長 兼 サステナビリティ推進担当</p>	5,592株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt;  鷺見英二氏は、金融機関における業務経験、専門知識に加え、シンクタンクの実務経験など幅広い知識と経験を有しています。2020年6月からは、当社の取締役常務執行役員として管理部門を統括し、財務体質及びDX、サステナビリティ対応など当社グループの企業価値向上に貢献してきました。  当社は、同氏の実績を評価するとともに、引き続き当社グループの課題解決に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	 <p>北野正和 (1960年3月17日生) 再任</p>	<p>1985年4月 当社入社 2021年6月 取締役上席執行役員 2023年4月 取締役常務執行役員（現任） （現在の担当） 高分子事業本部長 グローバル推進担当 東京駐在</p>	17,085株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 北野正和氏は、技術開発本部長、主要グループ会社社長などの要職を歴任し、当社グループの製造、研究開発に幅広い知識と経験を有しています。2021年6月からは、取締役上席執行役員として、研究開発において重要な職責を果たし、当社グループの企業価値向上に貢献してきました。当社は、同氏の実績を評価するとともに、本年4月より取締役常務執行役員とし新たに高分子事業、グローバル推進を担当することで、当社グループの事業運営及び事業強化に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。</p>			
4	 <p>松田常俊 (1961年4月23日生) 再任</p>	<p>1986年4月 当社入社 2021年6月 取締役上席執行役員（現任） （現在の担当） 経営統括本部長</p>	18,261株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 松田常俊氏は、中央研究所長、高分子事業本部長などの要職を歴任し、当社グループの事業に幅広い知識と経験を有しています。2021年6月からは、取締役上席執行役員として、高分子事業の収益力向上、グローバル推進において重要な職責を果たし、当社グループの企業価値向上に貢献してきました。当社は、同氏の実績を評価するとともに、本年4月より高い技術的知見及び豊富な事業経験を活かし、新たに経営統括部門を担当することで、当社グループ全体の経営施策推進に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	 <p>古川 実 (1943年6月13日生) 再任 社外 独立</p>	<p>1966年4月 日立造船(株)入社  2005年4月 同社代表取締役 取締役社長  2010年6月 同社代表取締役 取締役会長兼社長  2013年4月 同社代表取締役 取締役会長兼CEO  2016年4月 同社代表取締役 取締役会長  2016年6月 (株)池田泉州銀行社外取締役  2017年4月 日立造船(株)取締役相談役  2017年6月 (株)池田泉州ホールディングス社外取締役(現任)  2017年6月 (株)池田泉州銀行非業務執行取締役(現任)  2017年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  (株)池田泉州ホールディングス社外取締役  (株)池田泉州銀行非業務執行取締役</p>	18,022株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;  古川実氏は、上場企業の代表取締役として長年優れた経営手腕を発揮され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績もあり、また、大阪商工会議所、関西経済連合会等でも要職を歴任されるなど、幅広い経験と高い知見を有しています。  当社は、同氏がこれまでの経験と知見を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。</p>			
6	 <p>石川 路子 (1971年4月26日生) (戸籍上の氏名：伊藤路子) 再任 社外 独立</p>	<p>2010年4月 甲南大学経済学部経済学科准教授  2016年4月 甲南大学経済学部経済学科教授(現任)  2021年6月 当社社外取締役(現任)  2023年4月 甲南大学経済学部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)  甲南大学経済学部経済学科教授  甲南大学経済学部長</p>	7,597株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt;  石川路子氏は、長年にわたり大学教育に携わり、2016年4月から甲南大学経済学部経済学科教授を務めています。また、同氏は、社会貢献など、地域政策に関する高い知見を有しており、当社のサステナビリティに対する取り組みへの提言など経営の監督に貢献してきました。  同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの経験と知見を活かし、社外取締役として引き続き当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。</p>			

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 古川実及び石川路子の両氏は、社外取締役候補者であります。
5. 本総会終結の時をもって、古川実氏の社外取締役としての在任期間は6年、石川路子氏の社外取締役としての在任期間は2年となります。
6. 当社は、古川実及び石川路子の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害等を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、古川実及び石川路子の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(ご参考) 第2号議案が原案のとおり承認可決された場合には、取締役の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏名	当社における地位	属性	性別	スキル・経験						
				企業経営 経営企画	営業 マーケティング	財 会	務 計	法 務 リスクマネジメント	R & D 製 造	グローバル
上埜 修司	代表取締役 社長執行役員		男性	●					●	●
鷺見 英二	取締 役 常務執行役員		男性			●	●			●
北野 正和	取締 役 常務執行役員		男性						●	●
松田 常俊	取締 役 上席執行役員		男性		●				●	●
古川 実	取締 役	社外・独立	男性	●		●			●	
石川 路子	取締 役	社外・独立	女性							●

(注) 上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。


### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 岡和貴及び丸山澄高の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	 とよだ あきお 豊田明生 (1961年3月22日生) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	1983年4月 当社入社 2010年6月 国際事業部長 2015年5月 ユニチカブラジル 代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員 グローバル推進事業部長兼 グローバル企画管理部長 2020年3月 執行役員 グローバル推進事業部長 2023年4月 顧問(非常勤) (現任)	12,724株
<p>&lt;監査役候補者とした理由&gt; 豊田明生氏は、当社において海外の主要グループ会社の経営経験のほか、グローバル推進事業部長などの要職を歴任し、当社における幅広い業務経験を有しています。 当社は、同氏がこれらの豊かな経験や知見を基に、経営及び事業・管理部門など全般につき、的確に監査業務を遂行できるものと判断し、候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	 <p data-bbox="246 473 503 541">佐野 誠 (1959年5月30日生)</p> <p data-bbox="254 556 488 616"> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> </p>	<p data-bbox="518 201 1161 473">           2013年7月 福知山税務署長            2014年7月 大阪国税局総務部国税広報広聴室長            2015年7月 大阪国税局総務部人事第二課長            2016年7月 大阪国税局総務部人事第一課長            2018年7月 大阪国税局調査第一部次長            2019年7月 大阪国税局課税第二部長            2020年8月 税理士登録（現任）            （重要な兼職の状況）         </p> <p data-bbox="518 480 783 511">佐野誠税理士事務所所長</p>	0株
<p data-bbox="254 624 609 654">&lt;社外監査役候補者とした理由&gt;</p> <p data-bbox="254 662 1356 867">           佐野誠氏は、大阪国税局などで幅広い業務を歴任し、税理士の資格を有するなど、税務における豊富な見識、並びに財務及び会計に関する高い知見を有しております。            同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外監査役として当社の監査を始めとするコーポレート・ガバナンス機能の一層の強化に関する役割を果たすことができるものと判断し、候補者としてしました。         </p>			

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 各候補者と会社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 佐野誠氏は、社外監査役候補者であります。
5. 佐野誠氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害等を除く。）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 佐野誠氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定し、届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。  
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
小林 二郎 (1945年6月4日生) 社外 独立	1974年4月 弁護士登録（現任） (重要な兼職の状況) 小林法律事務所所長	200株
<p>&lt;補欠の社外監査役候補者とした理由&gt;</p> <p>小林二郎氏は、弁護士として長年培ってこられた豊富な法律知識を有しています。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として企業法務に精通するなど、十分な知見を有しております。</p> <p>当社は、同氏がこれまでの経験と知見を活かし、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断し、候補者としてしました。</p>		

- (注) 1. 候補者が所有する当社の株式は、普通株式であります。
2. 候補者と会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林二郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
4. 小林二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております（但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害等を除く。）。小林二郎氏が社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

## (ご参考) 事業報告サマリー (連結)

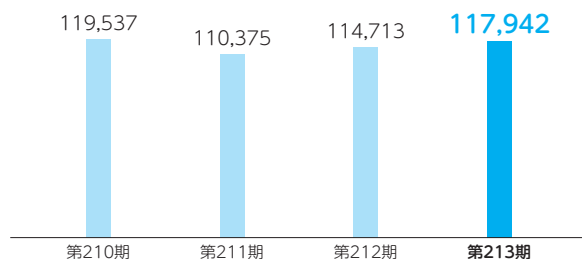
### 業績ハイライト



### 業績の推移

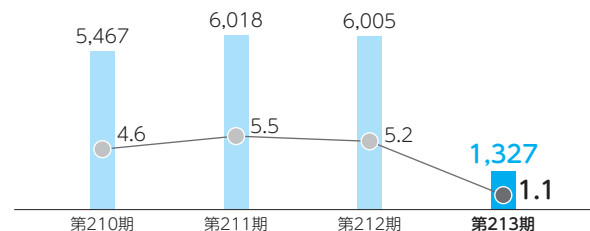
#### 売上高

(単位：百万円)



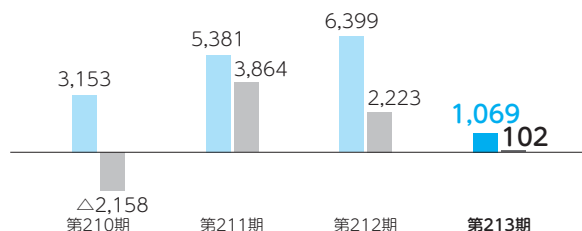
#### 営業利益／営業利益率

■営業利益 (単位：百万円) -●-営業利益率 (単位：%)



#### 経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

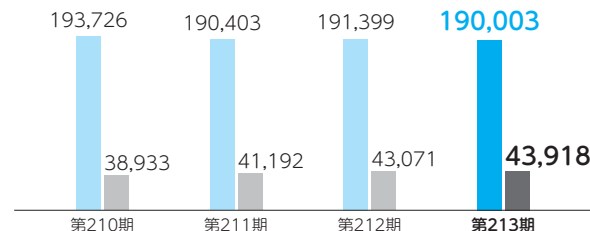
■経常利益 ■親会社株主に帰属する当期純利益



#### 総資産／純資産

(単位：百万円)

■総資産 ■純資産





# 事業報告

( 2022年 4 月 1 日から  
2023年 3 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、制限を伴う新型コロナウイルス感染症対策が徐々に緩和され、全体としては緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、資源価格の高騰、円安の進行など、製造業を取り巻く環境は厳しい状況で推移しました。一方、世界経済は、各国における利上げが景気を下押しし、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の下、当社グループは、最終年度を迎えた中期経営計画「G－STEP 3 0 1 s t (ジーステップ・サーティ～ファースト)」に掲げる成長ステージに向けた基盤強化を最優先とした基本方針である、「強固な事業ポートフォリオの構築」「グローバル化の推進」「社内風土・意識改革」の実現に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は117,942百万円（前期比2.8%増）となりました。営業利益は1,327百万円（同77.9%減）となり、経常利益は1,069百万円（同83.3%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は102百万円（同95.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度につきましては、誠に申し訳ありませんが普通株式については無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

事業セグメント別の状況は次のとおりです。

#### 【高分子事業セグメント】

高分子事業セグメントは、電気・電子用途を中心に需要が低迷した影響を受けました。また、製品価格の改定を実施しましたが、原燃料価格高騰の影響が改定の効果を上回り、収益に大きなマイナス影響を及ぼしました。

フィルム事業では、包装分野における世界的な需給緩和の影響を受け、工業分野においては電気・電子用途の需要が急減し、それぞれ販売量が減少しました。その一方で製品価格の改定を進め、エンブレムHGなどの高付加価値品へのシフトを進めました。この結果、事業全体で増収減益となりました。

樹脂事業では、エンジニアリングプラスチックは、自動車生産回復の遅れや、中国におけるユーザーの工場稼働減少、欧州の景気停滞による需要低迷などの影響を受け、販売量が減少しました。機能樹脂は、期後半に電気・電子分野への販売が落ち込みました。一方で、海外での売上は伸長しました。この結果、事業全体で増収減益となりました。

以上の結果、高分子事業は増収減益となり、売上高は51,536百万円（前期比1.4%増）、営業利益は3,475百万円（同47.7%減）となりました。

#### 【機能資材事業セグメント】

機能資材事業セグメントは、原燃料価格の高騰が製造原価を押し上げました。製品価格の改定を実施しましたが、収益に大きなマイナス影響を及ぼしました。

活性炭繊維事業では、浄水器用途におけるサプライチェーンでの在庫調整の影響や電子分野の工場稼働率減少の影響を受け、苦戦しました。

ガラス繊維事業では、産業資材分野は、テント、シート等の販売が堅調に推移しました。電子材料分野のICクロスは、期後半に半導体市況が悪化し、販売が大幅に減少しました。

ガラスビーズ事業では、燃料価格高騰を受け、価格改定を進めましたが、道路用途においては工事件数減少、反射材用途においては欧州の景気低迷による需要減少の影響を受け、それぞれ販売は低調でした。

不織布事業では、海上物流が正常化に向かいつつある中で、海外での販売は順調に推移しました。スキンケア用途など生活資材分野での販売は低調でした。原燃料価格高騰の影響により苦戦しました。

産業繊維事業では、国内向けは建築土木用途での販売は堅調でしたが、一部のフィルター用途や水産用途などは低調でした。海外向けは欧州等の景気停滞の影響を受けました。

以上の結果、機能資材事業は増収減益となり、売上高は34,420百万円（前期比0.1%増）、営業損失は535百万円（前期は24百万円の利益）となりました。

#### 【繊維事業セグメント】

衣料繊維事業では、ユニフォームやレディス衣料などの販売はコロナ渦に比べ回復基調となりました。更に、製品価格の改定を行った効果もあり、売上が伸長しました。一方で、円安による輸入コスト高騰や原燃料価格の高騰により原価が大幅に上昇し、製品価格の改定では補いきれず、収益に大きなマイナス影響を受けました。

以上の結果、衣料繊維事業は増収減益となり、売上高は31,917百万円（前期比8.4%増）、営業損失は1,535百万円（前期は610百万円の損失）となりました。

#### 【その他】

その他の事業につきましては、売上高は68百万円（前期比18.1%増）、営業損失は69百万円（前期は55百万円の損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は7,641百万円（前期比26百万円増）であり、その主なものは次のとおりであります。

- ① ユニチカ㈱ 高耐熱性ポリアミドフィルムの量産化
- ② P.T.EMBLEM ASIA（エンブレムアジア） 生産設備の一部改造
- ③ ユニチカグラスファイバー㈱ 新産資加工場建設
- ④ ユニチカ㈱ コットン不織布生産設備増設
- ⑤ 日本エステル㈱ ポリエステル短繊維の生産設備の一部改造
- ⑥ ユニチカ㈱ フィルム製造工場建物改修工事等

## (3) 資金調達の状況

当社は、シンジケートローンの返済期日到来にともなう借換え及び設備投資資金として、新たにシンジケートローンを組成しております。

## (4) 対処すべき課題

「暮らしと技術を結ぶことによって社会に貢献する」という経営理念に基づき、当社グループは、2030年近傍を見据えた目指す姿である長期ビジョン「G－STEP30」及び2024年3月期を初年度とした3か年の新中期経営計画「G－STEP30 2nd（ジーステップ・サーティセカンド）」を策定しました。新中期経営計画では「Growth:事業成長戦略の推進」「Global:グローバル事業展開の強化・推進」「Governance:グループガバナンスの強化」の「3つのG」を柱として、「事業ポートフォリオの再構築」「グローバル化の推進」「事業基盤の整備」を骨子とした課題に重点的に取り組みます。また、サステナビリティに関しては、「3つのG」すべての課題に連動した施策という位置づけのもと、「サステナビリティプランの実行」を進めていきます。各施策を確実に実行し、持続的成長へ向けた企業運営基盤を整備し、新中期経営計画最終年度で売上高1,500億円、営業利益70億円を目指していきます。

「事業ポートフォリオの再構築」では、収益性が低下した事業について、事業縮小も視野に入れた構造改善に取り組みながら、高付加価値品や環境配慮型製品など、成長が期待される製品については拡販や開発体制の強化を行い、事業収益力の強化に取り組みます。「グローバル化の推進」では、グローバルでの生産体制、販売体制の構築と、グローバル人材の育成・強化に取り組みます。「事業基盤の整備」では、オープンな組織風土の醸成、次世代経営層の育成、更には安全性やリスク管理の観点も考慮した製造現場の強化に取り組んでいきます。

「サステナビリティプランの実行」では、2022年度に策定したサステナビリティ方針「ユニチカグループは事業活動を通じて暮らしと技術を結び、サステナブルな社会の実現に貢献していきます。」に基づき特定した8つの優先課題と、そのKPIの達成に向けた施策を立案、実行し

ていきます。

当社の重要課題の1つである財務体質の健全化については、在庫削減等の運転資金の効率化に努め、今後も着実に自己資本の蓄積、有利子負債の削減を進めます。

足元の経済環境は、コロナ渦からの正常化が進む一方で、物価高や利上げに伴う景気の冷え込み、ウクライナにおける紛争の長期化など、業績に対する影響が懸念されますが、更なるコストダウンや価格改定を含めた商品構成の見直しなどにより影響の最小化に取り組み、収益の確保に努めます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 210 期 (2019年度)	第 211 期 (2020年度)	第 212 期 (2021年度)	第 213 期 (2022年度)
売 上 高		百万円 119,537	百万円 110,375	百万円 114,713	百万円 117,942
経 常 利 益		百万円 3,153	百万円 5,381	百万円 6,399	百万円 1,069
親会社株主に帰属する 当期純利益(△は損失)		百万円 △2,158	百万円 3,864	百万円 2,223	百万円 102
1株当たり当期純利益(△は損失)		△43.01円	61.44円	33.32円	△3.13円
総 資 産		百万円 193,726	百万円 190,403	百万円 191,399	百万円 190,003
純 資 産		百万円 38,933	百万円 41,192	百万円 43,071	百万円 43,918
1株当たり純資産		188.37円	257.67円	303.57円	332.02円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数控除後)に基づいて算出しております。  
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第212期の期首から適用しており、第212期以降の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
日本エステル(株)	百万円 4,000	% 85.0	ポリエステル繊維・樹脂の製造及び販売
ユニチカトレーディング(株)	百万円 2,500	100.0	繊維製品等の販売及び輸出入
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	百万BAT 631	88.6	ポリエステル長繊維不織布の製造及び販売
P.T. EMBLEM ASIA (エンブレムアジア)	千US\$ 43,800	87.2	ナイロンフィルムの製造及び販売
ユニチカテキスタイル(株)	百万円 50	100.0	綿、化合繊維製品の製造及び販売

② 企業集団の状況

連結子会社は、上記①に記載の5社を含め27社、持分法適用会社は3社であります。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの事業の主なものは、次のとおりであります。

① 高分子事業

ナイロンフィルム、ポリエステルフィルム、ナイロン樹脂、ポリエステル樹脂、  
ポリアリレート樹脂

② 機能資材事業

ガラス繊維、ガラスビーズ、活性炭繊維、ポリエステル不織布、コットン不織布、  
ポリエステル繊維

③ 繊維事業

糸、綿、織編物等、二次製品

(8) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大 阪 市 中 央 区	岡 崎 事 業 所	愛 知 県 岡 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 中 央 区	垂 井 事 業 所	岐 阜 県 垂 井 町
中 央 研 究 所	京 都 府 宇 治 市	坂 越 事 業 所	兵 庫 県 赤 穂 市
宇 治 事 業 所	京 都 府 宇 治 市		

② 子会社

会 社 名	所 在 地
日本エステル㈱	愛知県岡崎市
ユニチカトレーディング㈱	大阪市中央区
THAI UNITIKA SPUNBOND CO., LTD. (タスコ)	タイ王国パトゥムタニ県
P.T.EMBLEM ASIA (エンブレムアジア)	インドネシア共和国西ジャワ州
ユニチカテキスタイル㈱	岡山県総社市

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従 業 員 数	前 年 度 末 比 増 減
2,944名	93名減

(注) 従業員数には嘱託、臨時工等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	24,762 <sup>百万円</sup>
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	20,983
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,432
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	8,274
農 林 中 央 金 庫	7,985

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月1日にユニチカ設備技術株式会社を吸収合併しました。

**2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)**

(1) 発行可能株式総数

普通株式	178,600,000株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	5,759株

(2) 発行済株式の総数

普通株式	57,752,343株
A種種類株式	21,740株
B種種類株式	944株

(注) 2023年3月15日付で、B種種類株式の一部(株式会社みずほ銀行所有分807株)を取得し、同年3月28日付で消却しました。

(3) 株主数

普通株式	38,525名
A種種類株式	1名
B種種類株式	1名

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 6,685 <sup>千株</sup>	11.59%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	普通株式 2,334 A種種類株式 21	4.08
ユ ニ チ カ 従 業 員 持 株 会	普通株式 1,593	2.76
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	普通株式 1,158	2.00
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	普通株式 800	1.38
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	普通株式 729	1.26
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 4 ）	普通株式 655	1.13
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	普通株式 649	1.12
ユ ニ チ カ 共 栄 会	普通株式 603	1.04
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	普通株式 511	0.88

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式(96,504株)を控除して計算しております。  
3. 上記A種種類株式(株式会社三菱UFJ銀行21,740株)のほかB種種類株式(三菱UFJ信託銀行株式会社944株)を発行しております。  
4. A種種類株式及びB種種類株式は、優先株式であり、議決権がありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項（2023年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 長 代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	注 連 浩 行	(重要な兼職の状況) 株式会社ダイヘン社外監査役
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	上 埜 修 司	監査室担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	鷺 見 英 二	管理本部長
取 締 役 員 上 席 執 行 役 員	北 野 正 和	技術開発本部長 兼 生産統括本部長
取 締 役 員 上 席 執 行 役 員	松 田 常 俊	高分子事業本部長 グローバル推進管掌 東京駐在
取 締 役	古 川 実	(重要な兼職の状況) 株式会社池田泉州ホールディングス社外取締役 株式会社池田泉州銀行非業務執行取締役
取 締 役	太 田 道 彦	(重要な兼職の状況) ゼビオホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	石 川 路 子	(重要な兼職の状況) 甲南大学経済学部経済学科教授
常 勤 監 査 役	岡 和 貴	
常 勤 監 査 役	杉 澤 滋	
監 査 役	福 原 哲 晃	(重要な兼職の状況) 瑞木総合法律事務所共同代表
監 査 役	丸 山 澄 高	(重要な兼職の状況) 丸山澄高税理士事務所所長 日本新薬株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役古川実、太田道彦及び石川路子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役福原哲晃及び丸山澄高の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役森川光洋氏は任期満了により、2022年6月29日開催の第212回定時株主総会終結の時をもって退任しました。
3. 監査役杉澤滋氏は、2022年6月29日開催の第212回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。
4. 監査役丸山澄高氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役古川実、太田道彦及び石川路子の3氏並びに監査役福原哲晃及び丸山澄高の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等として優秀な人材を確保するとともに、役員等の職務執行に対する適切なリスクテイクを支えるため、保険会社との間で、当社及び国内・海外子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害が補填されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的とし、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しています。同委員会は、3名以内の独立役員及び社長を含む2名以内の代表取締役で構成し、原則として、独立役員が過半を占めるものとし、委員長は、独立社外取締役の委員の中から選定するものとしています。同委員会は、取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の報酬等の内容について審議し、取締役会への上程内容を決定しております。

当社は、同委員会による審議及び提案に基づき、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

ア) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等

持続的な企業価値の向上を図る対価として、また短期的には業績との連動により適切なインセンティブとして機能するよう、月額報酬（定額）と業績連動報酬（変動）で構成する。

(i) 月額報酬

取締役会の決議に基づく役員・執行役員報酬規程により各役位別に報酬額を決定し、毎月規定の日に定額を支給する金銭報酬とする。

(ii) 業績連動報酬

中期経営計画の達成を強く動機づけ、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的とし、業績指標を反映した金銭報酬とし、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で決定し、賞与として、評価対象となる事業年度の翌年度の一定の時期に支給する。

報酬額の算定については、業績連動報酬に関する内規に則り、各事業年度の目標値に対する達成率に応じて算出する。算定された達成率が規定値以下の場合、又はいずれかの利益項目（営業利益、当期純利益）が赤字の場合は、業績連動報酬は支給されない。目標となる業績指標は、売上高、営業利益、当期純利益であり、当事業年度における実績は、1.(5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおり。

(iii) 個人別の報酬等の額の割合

個人別の報酬ごとの割合は、業績連動報酬額の決定に伴い、自動的に決定される。なお、取締役が業績指標を100%達成した場合、業績連動報酬額の割合は月額報酬額のおよそ1割程度となる。

イ) 社外取締役の報酬等

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み月額報酬（定額）のみで構成する。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		月額報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	184百万円 (26百万円)	173百万円 (26百万円)	11百万円 (—)	8名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	49百万円 (13百万円)	49百万円 (13百万円)	— (—)	5名 (2名)
合計 (うち社外役員)	233百万円 (39百万円)	222百万円 (39百万円)	11百万円 (—)	13名 (5名)

- (注) 1. 上記には、2022年6月29日開催の第212回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の第180回定時株主総会において、月額40百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会の決議時点の取締役の員数は23名であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1990年6月28日開催の第180回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会の決議時点の監査役の員数は3名であります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況等

- ・ 取締役古川実氏は、株式会社池田泉州ホールディングスの社外取締役及び株式会社池田泉州銀行の非業務執行取締役であります。なお、当社は、株式会社池田泉州ホールディングスとの間には特別の関係はありません。また、当社は、株式会社池田泉州銀行から借入金があり、その額は連結有利子負債のおよそ1.2%と僅少であります。
- ・ 取締役太田道彦氏は、ゼビオホールディングス株式会社の社外取締役であります。なお、当社は、ゼビオホールディングス株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役石川路子氏は、甲南大学経済学部経済学科の教授であります。なお、当社は、甲南大学との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役福原哲晃氏は、瑞木総合法律事務所の共同代表であります。なお、当社は、瑞木総合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役丸山澄高氏は、丸山澄高税理士事務所の所長及び日本新薬株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、丸山澄高税理士事務所及び日本新薬株式会社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

地 位	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席状況	出席率 (%)	出席状況	出席率 (%)
取締役	古 川 実	17回/17回	100	—	—
取締役	太 田 道 彦	17回/17回	100	—	—
取締役	石 川 路 子	16回/17回	94	—	—
監査役	福 原 哲 晃	17回/17回	100	13回/13回	100
監査役	丸 山 澄 高	17回/17回	100	13回/13回	100

イ) 取締役会及び監査役会における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役古川実氏は、上場企業の代表取締役として、長年優れた経営手腕を発揮されるなど、経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
- ・取締役太田道彦氏は、上場企業の代表取締役などの要職を歴任し、国内外の素材開発を始め様々な事業に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
- ・取締役石川路子氏は、長年にわたり大学の教授等として活躍され、他にも社会貢献活動に取り組むなど、豊富な経験と高い知見を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しております。取締役会及び任意の指名委員会・報酬委員会において当該視点から適宜発言していただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。
- ・監査役福原哲晃氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、弁護士としての経験と知見に基づき、適宜発言していただいております。
- ・監査役丸山澄高氏は、取締役会及び監査役会において、議案審議等に関して、税理士としての経験と知見に基づき、適宜発言していただいております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	82百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138百万円

- (注) 1. 当社子会社のうち、日本エステル㈱及びユニチカトレーディング㈱につきましても、有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、人的資本経営に関するアドバイザリー業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当した場合、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、その他当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の百万円単位及び千株単位の数字は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>74,845</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>32,977</b>
現金及び預金	10,548	支払手形及び買掛金	15,269
受取手形	3,094	短期借入金	4,124
売掛金	20,010	1年内返済予定の長期借入金	2,643
棚卸資産	35,739	リース債務	71
その他	5,506	未払法人税等	202
貸倒引当金	△53	契約負債	326
		賞与引当金	1,554
<b>固 定 資 産</b>	<b>115,158</b>	製品改修引当金	35
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>108,313</b>	その他の	8,749
建物及び構築物	13,880	<b>固 定 負 債</b>	<b>113,107</b>
機械装置及び運搬具	25,996	長期借入金	86,671
工具、器具及び備品	1,019	リース債務	307
土地	62,605	繰延税金負債	8,450
リース資産	49	再評価に係る繰延税金負債	3,139
建設仮勘定	4,761	退職給付に係る負債	14,375
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,171</b>	その他の	164
その他	2,171	<b>負 債 合 計</b>	<b>146,085</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>4,673</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
投資有価証券	2,608	<b>株 主 資 本</b>	<b>38,986</b>
出資金	8	資本金	100
長期貸付金	95	資本剰余金	11,476
退職給付に係る資産	28	利益剰余金	27,467
繰延税金資産	250	自己株式	△57
その他	1,792	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,123</b>
貸倒引当金	△110	その他有価証券評価差額金	544
<b>資 産 合 計</b>	<b>190,003</b>	繰延ヘッジ損益	4
		土地再評価差額金	6,244
		為替換算調整勘定	△3,452
		退職給付に係る調整累計額	△217
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>1,808</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>43,918</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>190,003</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		117,942
売上原価		94,126
売上総利益		23,816
販売費及び一般管理費		22,489
営業利益		1,327
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	62	
持分法による投資利益	17	
為替差益	1,395	
その他	420	1,932
営業外費用		
シンジケートローン組成費用	1,051	
その他	575	
その他	563	2,190
経常利益		1,069
特別利益		
固定資産売却益	299	
投資有価証券売却益	395	694
特別損失		
固定資産処分損	873	
事業構造改善費用	154	1,027
税金等調整前当期純利益		736
法人税、住民税及び事業税	416	
法人税等調整額	338	755
当期純損失		18
非支配株主に帰属する当期純損失		121
親会社株主に帰属する当期純利益		102

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。



# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>( 資 産 の 部 )</b>		<b>( 負 債 の 部 )</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>51,778</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>24,051</b>
現金及び預金	4,085	支払手形	724
受取手形	554	短期借入金	8,611
電子記録債権	552	1年内返済予定の長期借入金	2,400
商品及び製品	14,845	リース債権	2,500
仕掛品	16,342	未払費用	65
原材料及び貯蔵品	2,729	未払法人税等	1,110
前払費用	1,382	契約負	1,346
関係会社短期貸付金	167	従業員預り金	80
営業外受取手形	497	賞与引当金	32
短期債権	6,586	製品改修引当金	2,255
貸倒引当金	397	長期借入金	2,970
	3,651	繰上償還債権	935
	△14	繰上償還債権	35
		繰上償還債権	983
<b>固 定 資 産</b>	<b>120,653</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>107,160</b>
有形固定資産	74,147	長期借入金	81,648
建物	6,249	繰上償還債権	296
構築物	1,389	繰上償還債権	9,700
機械及び装置	8,373	繰上償還債権	2,268
車両及び運搬具	28	繰上償還債権	15
工具、器具及び備品	715	繰上償還債権	13,091
土地	53,541	繰上償還債権	50
建物	37	繰上償還債権	89
建設仮勘定	3,813	<b>負 債 合 計</b>	<b>131,212</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,959</b>	<b>( 純 資 産 の 部 )</b>	
ソフトウェア	1,950	<b>株 主 資 本</b>	<b>36,108</b>
その他	8	資本剰余金	100
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>44,546</b>	資本準備金	11,625
投資有価証券	2,036	その他資本剰余金	25
関係会社株	21,679	利益剰余金	11,600
出資	3	繰上償還債権	24,438
関係会社長期貸付金	2,031	繰上償還債権	24,438
関係会社長期前払費用	26,916	繰上償還債権	24,438
長期前払費用	588	繰上償還債権	△55
長期差入保証金	293	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>5,111</b>
貸倒引当金	53	その他有価証券評価差額金	544
	△9,056	土地再評価差額金	4,566
<b>資 産 合 計</b>	<b>172,432</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>41,219</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>172,432</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

(2022年 4月 1日から  
2023年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		78,094
売上原価		61,101
売上総利益		16,992
販売費及び一般管理費		14,611
営業利益		2,381
営業外収益		
受取利息	499	
受取配当	704	
受取替	1,359	
受取賃の	114	
受取費用	245	
受取利息		2,922
受取費用		
受取利息	1,064	
受取費用	47	
受取費用	575	
受取費用	522	
受取費用		2,209
受取費用		
受取費用		3,094
受取費用		
受取費用	297	
受取費用	395	
受取費用	780	
受取費用		1,473
受取費用		
受取費用	862	
受取費用	1,100	
受取費用	0	
受取費用		1,962
受取費用		
受取費用	602	
受取費用	251	
受取費用		2,605
受取費用		
受取費用		853
受取費用		
受取費用		1,751

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 徳 栄

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニチカ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ユニチカ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 徳 栄

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユニチカ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第213期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第213期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等にweb会議システムを利用するなどして行い当初の監査計画をほぼ実行致しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査による事業状況等の聴取、及び一部子会社の非常勤監査役を兼務している子会社では取締役会等の重要会議への出席を致しました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及びその他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお過去の品質不適切事案に対する当社グループの再発防止策の定着化を確認しております。今後とも企業倫理の徹底が図られるよう継続的に注視してまいります。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

ユニチカ株式会社 監査役会  
監査役（常勤） 岡 和 貴 ㊟  
監査役（常勤） 杉 澤 滋 ㊟  
監 査 役 福 原 哲 晃 ㊟  
監 査 役 丸 山 澄 高 ㊟

(注) 監査役福原哲晃及び監査役丸山澄高は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会会場 ご案内略図



大阪市中央区備後町二丁目5番8号



**日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室**



- 地下鉄御堂筋線「本町」駅……………①号出口 徒歩約5分
- 地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅……………⑱号出口 徒歩約5分

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承願います。  
 ※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

